

令和2年3月3日

新型コロナウイルス感染症に係る 船舶運航事業者向け特別相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大により、フェリー、遊覧船などの船舶運航事業者※においては、日々の運航における感染防止対策を行いつつ、観光客の減少による経営環境の悪化などについて、様々な不安、心配をかかえながら、公共交通の維持・確保を行っています。

このため、船舶運航事業者からの相談や要望にきめ細かく対応するため、本日（3月3日）、北海道運輸局内に特別相談窓口を設置します。

※船舶運航事業者＝旅客定期航路事業（フェリー）、旅客不定期航路事業（観光船等）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日々の運航における感染防止対策を行いつつ、観光客の減少による経営環境の悪化などについて様々な不安、心配をかかえながら、公共交通の維持・確保を行っている船舶運航事業者の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や、海上運送法等関係法令の解釈や適用について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

2 特別相談窓口連絡先

設置場所 国土交通省北海道運輸局海事振興部

旅客・船舶産業課 電話：011-290-1011

FAX：011-290-1021

電子メール：下記「行政相談受付窓口」メールフォーム

※件名に「新型コロナ」と記載のこと。

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form_index.html

3 支援及び助言等の内容

- ・船舶運航事業者からの相談、要望への対応
- ・船舶運航事業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する船舶運航事業者に対し、支援の窓口を紹介

【問い合わせ先】

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 鎌田・野村・村野

電話 011-290-1011 FAX：011-290-1021